

千葉県地域クラブ活動指導者募集要項

第1条（趣旨）

この要項は、部活動の地域展開を推進するため、部活動の休日等における地域クラブ活動指導者（以下 指導者という。）の職務に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条（職務）

指導者は、学校顧問及び担当事業者と連携、調整し、中学校におけるスポーツ・文化芸術等に関する教育活動に関し、次の職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率・運営業務（審判等）
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 地域クラブ活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 部活動顧問との連携（指導内容や生徒の様子について情報交換を行う）
- (8) 指導計画の作成／業務日報の作成
- (9) 生徒指導に係る対応（問題発生時は、担当事業者、部活動顧問と連携して対応する。）
- (10) 事故が発生した場合の現場対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者、学校部活動顧問、担当事業者への連絡等を行い、組織的に対応する。）
- (11) 勤務報告等、担当事業者が必要とする事務業務
- (12) その他、上記に付随するもの

第3条（資格）

指導者は、次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校又はこれと同等以下の学校に在籍するものを除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。
- (2) 以下ア～オのうち、いずれかの条件を満たす者
 - ア 学校教職員として部活動指導の経験のある者
 - イ 学校部活動または地域クラブ等において、児童生徒に対し指導経験のあるもの
 - ウ 日本スポーツ協会等の公認指導員資格を有する者
 - エ 自治体等が開催している地域クラブ活動指導者に関する養成講座等を修了した者
 - オ 指導予定活動種目の競技経験、活動経験がある者
- (3) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (4) 以下のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

ウ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

第4条（委嘱）

指導者は、前条に規定する基準に適合する者のうちから、担当事業者が委嘱する。

第5条（任期）

指導者の任期は、契約年度内とし、再任を防げない。

第6条（解嘱）

担当事業者は、指導者が次のいずれかに該当する場合は、ただちに解嘱することができる。なお、次の(5)または(6)に該当する場合は、解嘱を行う日の30日前までに、担当事業から指導者へ解嘱通知をすること。ただし、第3条(4)に該当することが判明した場合は、期間に関わらず直ちに解嘱することができる。

- (1) 指導者本人から解嘱の願い出があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
- (3) その職の信用を傷つけるような行為があったとき。
- (4) 指導者が第3条に掲げる基準に適合していないと担当事業者が判断したとき。
- (5) 生徒・保護者が安心して活動できる指導者でないと担当事業者が判断したとき。
- (6) 学校事情等により指導者の委嘱が必要なくなったと認めたとき。

第7条（服務）

指導者は、担当事業・顧問・保護者等の関係者と相互に連絡し、協力しなければならない。

- (1) 指導者は、その職の信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 指導者は、指導する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期を終えた後も同様とする。
- (3) 指導者は商品・サービスの提案や販売、ならびに宗教の勧誘やスカウト活動など、地域クラブの実技指導及びそれに付随する業務以外を行ってはならない。
- (4) 指導者は、担当事業者が指定したアプリ以外で生徒とやり取りしてはならない。またその任期を終えた後も同様とする。

第8条（研修）

- (1) 研修は、中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を指導者が備えるために行うものとする。
- (2) 指導者は、担当事業者が前記(1)を目的として開催する研修を必ず受講しなければならない

ない。

- (3) 担当事業者が前記(1)を目的として開催する研修を指導者が受講するまでは、地域クラブの実技指導及びそれに付随して生徒と関わる業務を行ってはならない。

第9条（指導者謝金）

謝金は、勤務実績に基づき月単位に記録し支給する。

- (1) 指導者が、地域クラブ活動を実施したときは、謝金として担当事業者が定める額を支給し、交通費として1日につき実費分を支給する。（実施回数等については別途定める事とする。）
- (2) 謝金の対象となる活動は土日及び祝日とする。
- (3) 謝金の対象となる指導者はクラブの状況に基づき1～2名を上限とする。

第10条（再委託等の禁止）

指導者は、第三者へ業務を再委託してはならない。

第11条（その他）

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者との協議するところにより定める。